

義務教育の一層の充実を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図るための制度として、引き続き堅持することが求められています。

また、義務教育の現場においては、いじめや不登校への対応のほか、外国人や障害のある児童生徒への支援、S o c i e t y 5 . 0時代に向けた人材育成等、教職員に求められる役割が増大しており、児童生徒に行き届いた教育を提供するには、教職員の適正な配置が不可欠です。

さらに、地方自治体においては、G I G Aスクール構想の実現や新型コロナウイルス感染症に対応するための学校施設等の整備といった、喫緊の課題への対応も必要であり、地方自治体に対する十分な財源措置が求められています。

よって、国におかれては、義務教育の一層の充実に向け、下記の事項について実施されますよう強く要望します。

記

- 1 義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
- 2 教職員を適正に配置する上で必要となる財源を確保すること。
- 3 G I G Aスクール構想の実現に必要な財源を確保すること。
- 4 学校施設等の整備に必要な財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年9月30日

上田市議会議長 土 屋 勝 浩